

会 議 録

| | |
|---------------------------|---|
| | 令和5年度第3回和泉市景観計画策定委員会 |
| 開催日時 | 令和5年5月22日【月】10時00分から12時00分まで |
| 開催場所 | 市役所3階 3A会議室 |
| 出席者 | (委員 7名) 下村委員、若本委員、綿谷委員、北條委員、阿部委員、岩井委員、田中委員 (事務局 6名) 和泉市景観計画策定支援業者 1名 都市政策室長、都市政策担当課長、都市政策担当総括主幹、都市政策担当まちづくり推進G 2名 |
| 会議の議題 | 1. 議案 (1) パブリックコメントで出された意見への対応について (2) 景観計画に適合しない既存建築物等への対応について (3) 和泉市景観ガイドラインについて 2. 報告 (1) 今後のスケジュールについて |
| 会議の要旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・室長挨拶 ・議案審議 ・報告 ・その他 ・閉会 |
| 会議録の作成方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 |
| 記録内容の確認方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 |
| その他の必要事項【会議の公開・非公開、傍聴人数等】 | 会議公開、傍聴者1名 |

審 議 内 容 【発言者、発言内容、審議経過、結論等】

【司会】

では、只今より令和5年度第3回和泉市景観計画策定委員会を開催いたします。改めまして本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

誠に僭越ではございますが、本日、進行役を務めさせていただきます都市政策室の山口でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本委員会は、「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき公開し、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議録作成のため、ICレコーダーにより会議内容を録音させていただきますが、会議録を作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご報告事項として、井元(いのもと)副会長が町会連合会を退任されたことにより森 茂樹(もりしげき)副会長が新たに就任されました。本日はご都合により欠席されています。

本日は、北條委員が5分遅れて来られるということですので、委員総数9名中7名の委員にご出席を賜っており、過半数となっておりますことから会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、「和泉市景観計画」の策定支援業者である、株式会社スペースビジョン研究所の方にもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。それでは委員会開催にあたり、都市政策室長の阿形よりご挨拶を申し上げます。

【阿形室長】

皆様おはようございます。4月1日付けの人事異動により新しく都市政策室長となりました阿形でございます。これから、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、令和5年度第3回和泉市景観計画策定委員会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

下村会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の委員会では、前回の委員会の後に実施したパブリックコメントで出された意見への対応や景観計画に適合しない既存建築物等への対応などについて、主にご審議いただく

ものでございます。

和泉市の特性を生かした景観の形成に向け、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただくことをお願い致しまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

【司会】

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行につきましては、下村会長にお願いしたいと存じます。下村会長よろしくお願いたします。

【下村会長】

はい、皆様おはようございます。本日も忌憚のないご意見をお願いします。案件が3件、その他が1件です。次第に基づき進めてまいりたいと思います。

それでは、まず一つ目、案件1 「パブリックコメントで出された意見に対する景観計画への修正対応について」を事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の佐原でございます。それでは案件1「パブリックコメントで出された意見に対する景観計画への修正対応について」をご説明いたします。

(資料1)「和泉市景観計画及び和泉市景観条例の素案 パブリックコメント 募集結果概要」をお願いします。

まず、はじめに本市景観計画及び景観条例の素案について、令和5年3月3日～3月28日まで募集した結果、1名から2件のご意見が提出されました。

ご意見・ご提案の概要と市の考え方、その後の景観計画(素案)の修正内容を説明申し上げます。

まず一つ目は、「貼りっぱなしの政治ポスターが景観を阻害していると思います。また、空家の適正管理なども良好な景観の形成には欠かせないと思います。大きな建物や看板だけでなく、私たちが日常的に目にする身近な景観の改善にも取組んでほしいと思います。庭先の緑化や町会の清掃活動のように、個々の意識を高めるような啓発は重要ではないかと思います。」とのご意見をいただきました。

これに対して市の考え方は、「良好な景観まちづくりにおいて、大規模建築物等の届出による景観形成だけでなく、緑化や清掃活動への取組みなど、市民一人一人の景観に対す

る意識の醸成が大切だと考えます。ポスターの無秩序な掲出又は管理されず放置されている状態が景観の悪化を招く恐れがあることから適正な掲出を促し、また空家においては適切な維持管理を行うなど、文言の追記を検討します。」と回答しております。

「和泉市景観計画（素案）」52 ページをお願いします。

ページ中段部分にあります「市民等の役割」の3行目に「住まいの適切な維持・管理や、掲示物等の設置・管理にあたっての周辺景観への配慮、落書き等の景観を損なう行為の防止などは、まちの美観を保ち、景観と調和したまちづくりを進める上では欠かすことはできません。」の文言を追加しました。

より具体的な役割を明示することで、景観への意識を高めていただくことを目的としています。

続きまして、二つ目のご意見は「近隣市では、パチンコ屋の派手なデジタルサイネージがまぶしくて、景観を損ねていると思います。和泉市では、色彩の奇抜な看板や必要以上に明るく派手な電飾、チカチカと点滅するデジタルサイネージが掲出されないよう期待します。職員の皆様にはぜひ頑張ってくださいたいです。」とのご意見をいただきました。

これに対して市の考え方は、「本市景観計画では、一定規模以上のデジタルサイネージや看板の掲出にあたっては、事前協議制度により景観指針への適合を求め、良好な景観形成へと誘導してまいります。なお、現計画素案には「電飾」に関する規定がないことから、景観計画本文中の屋外広告物に関する記載内容について、文言の追加等を検討します。引き続き、皆様のご意見を賜りながら、市民・行政協働による良好な景観まちづくりを推進してまいります。」と回答しております。

「和泉市景観計画（素案）」45 ページをお願いします。

「①事前協議を要する行為」に※2 でデジタルサイネージ等の解説を追加しました。

「②屋外広告物の景観誘導指針」の項目部分に、照明付広告物を追加しました。

※3 と※4 で照明付広告物の説明とまぶしすぎない明るさの解説を追加しました。

以上がご意見に対する、景観計画（素案）の修正対応です。

これで案件1「パブリックコメントで出された意見への対応について」の説明を終わります。よろしくをお願いします。

【下村会長】

ありがとうございます。今ご説明がありましたようにパブリックコメントに対しての事務局の意見（案）でございます。これにつきまして、皆様からご意見を頂戴したいと思えます。いかがでしょう。

【綿谷委員】

屋外広告物の部分ですが、800カンデラ/m²以下や400カンデラ/m²以下という、具体的な数字を示しているのは、すごく良いと思えます。

今後は、時間帯とかっていうのもきっちり決めて行かれるようお願いしたい。

きっちり決めないと、自由な受け取り方をされてしまうこともあって、場所によってはすごく派手な、目にまぶしいだけの広告物になってしまうこともある。

屋外広告物の価値というのがきちんと見出せるような取り決めをお願いしたいと思えます。

【事務局】

事務局として、基準はある程度必要だと考えております。詳細は、景観ガイドラインで記載していこうと考えております。

しかしながら、やっぱりその状況や地域に応じてというところがあると思えます。

例えば、商業地でしたら基準を緩やかに、市街地住宅地区であれば、基準を厳しくするべきだと思います。ただ、西日などの関係もあると思えますので、見え方っていうのは一定配慮しないとイケないと思えます。それぞれの案件を景観アドバイザーにお諮りして個別対応という形をとらせていただくべきだと思います。

【阿部委員】

派手な看板に関しては、個々に対応をお願いしたい。例えば、雨の日に事故がよく起こっているような場所に関してはね、強く指導していただきたいと思えます。景観基準や屋外広告物条例では、誘導指針になっているが、罰則規定がなかったとしても、配慮が必要な場所に関しては、事業者を考えてもらえる機会をもってもらいたいと考えています。

【事務局】

交差点付近等に設置されるような場合につきましては、事務局としても現状確認をさせていただいております。交通安全の観点から信号機付近に被らないように事業者へ配慮を

お願いしています。

また、警察の方でも、信号機にかぶるような場合には、計画段階から事業者と協議をするというような場も設けられていますので、そういった制度をうまく使いながら、安全面へも配慮していきたいと考えております。

【下村会長】

ありがとうございます。阿部委員からお話がありましたように、景観のみならず交通安全の確保は大事な話です。行政側としても、その上に景観への配慮をお願いします。

警察では、特に支障はなかったが、景観的にみると色を抑えていただくというようなことも積極的に窓口でもご指導いただくということでお願いしたいと考えています。

【北條委員】

和泉市として屋外広告物の規制エリアを決めていくというようなことを、将来的にやっていけたら理想的だなと考えますが、いかがでしょうか。

【事務局】

景観計画を策定する上で景観行政団体になるのですが、景観行政団体になりますと、大阪府との協議の中で、和泉市屋外広告物条例を制定できるような権限が与えられます。

ただ、現状はまず景観計画の中で屋外広告物の誘導指針に沿って、事業者には、お願いベースで良好な景観形成になるような屋外広告物の設置をお願いしていくつもりです。

しかしながら、誘導指針では良好な景観にならないなというふうに判断した際には、和泉市屋外広告物条例の制定というのも視野に含まれてくるのかなと考えております。

屋外広告物条例を独自に制定するとなると市内全域の調査や現状分析というのも必要になりますので、それなりの時間を要すると考えております。

【下村会長】

ありがとうございます。景観行政団体に移行後、地域別に屋外広告物の基準を作成していくなどの積極的な取り組みができることになれば理想的ですね。

その際は、また委員の皆様のお力を拝借することになるろうかと思えます。

では、案件1「パブリックコメントで出された意見に対する景観計画への修正対応について」を本委員会として了承したということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、引き続き、案件 2「景観計画に適合しない既存建築物等への対応について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局の佐原です。それでは、案件 2「景観計画に適合しない既存建築物への対応について」ご説明します。

景観法では、既存不適格という言葉がありますように、既存建築物に対する是正は求められておりません。

また、景観法第 16 条では、外観の変更を伴わない色の塗替え、いわゆる同色での塗り替えについては、景観の届出対象外となり、マンセル値への適合義務は生じません。

しかしながら、色の塗替え時は、景観計画へ適合いただく絶好の機会でもありますことから、事業者に対して、景観計画への適合をお願いしてまいります。

一方で、建築賞などを受賞した既存建築物に対しては、和泉市のランドマークとしての役割を果たしているという現状があります。

このような本市のシンボル・ランドマークとしての役割を果たす既存の建築物等については、基本計画の基準に適合していないという理由で建替え時等に変更をお願いするのはシンボルやランドマークとしての役割を損なう可能性が考えられます。

「和泉市景観計画（素案）」41 ページをお願いします。こういった現状を踏まえまして、枠外に「各種建築賞や景観賞を受賞するなど、地域のシンボルやランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するものなどで、市長が認めたものについては、この限りではない。」という注釈を追加することとしました。

以上で案件 2「景観計画に適合しない既存建築物への対応について」の説明を終わります。

【下村会長】

ありがとうございます。

この案件は、2つの論点があると考えます。外観の変更は無いが、色だけ変えるときに、基準とガイドラインに配慮いただく。もう 1 つは既存物件に対して、特別な理由というか、今までの実績やシンボルとしての役割に配慮して、色など基準に合致しない場合であったとしても市長の意見を聞きながら、存続していく可能性があるということですね。

委員の皆様ご意見をお願いします。

【若本委員】

この注釈は、どんな行為に関する言葉ですか。

すべての基準が免除されるという解釈で良いですか。例えばですが、スカイラインなどは変えようがないので。

この文章だと、景観賞などを受賞していたら、物件の堆積をしても良いとかそのような解釈になる可能性があるのではないかと。表現内容を明確にされた方が良いと思います。

文章なので、确实・正確に伝わるということを考えられた方が良いと思います。

工作物を追加で建てたりするときはどうするのかとかですね。よくある事例だと色彩だとか、そういうことかなと思いますけど、そこを明確にされた方が良いと思いますね。

【事務局】

原則これからしようとする行為につきましては、景観計画の基準には必ず適合していただくということで、すでにある既存建築物等で、今後色塗りなども含めて、改修を行う際には一部適用除外にするという取扱いです。

【若本委員】

文章なので、今言われた事務局の意図が确实・正確に伝わる表現方法を考えられた方が良いと思います。

【下村会長】

対象とする行為を限定するために、建築物の建築等と工作物の建築等に2か所にアスタリスクを付ける対応はいかがでしょうか。

【若本委員】

市長が認めた「もの」という言い回しも明確にすべきだと思います。行為を「もの」と言っているのか。建築物そのものを「もの」と言っているのか。対象の行為にアスタリスクを付けることで、この表の行為を全て対象としているが、アスタリスクのない行為は対象外として読めるかなと思います。

【事務局】

あくまで、建築物の建築等と工作物の建設等の行為を対象としていますので、会長からご提案いただいたとおりにアスタリスクをつけることが、読んでいただく方にとっても分

かりやすいのではないかと思います。

【若本委員】

ちょっと気になったのが、世の中のランドマークと呼ばれるものが、自称ランドマークがものすごく多いので・・・、「うちのランドマークも市長が認めるべきじゃないか」と事業者から要望されることもあると思います。そういった主張に適切に対応していこうと考えたときに、市の考えが良く分かるように整理された方が良いと思います。

公共建築だけではなく、地域の寺社仏閣のような、歴史があって、変えることができないものとかも、この注釈に該当してくると思うので、表現方法に工夫がいると思います。

【事務局】

事務局からの提案なのですが、景観計画の16ページに、和泉市を代表する景観資源というのを一覧にして掲載しております。景観資源に該当する場合はこの限りではないというような案もあるのかなと考えます。

【下村会長】

この事務局の提案は、最初に「景観資源に該当する場合は～」と入れてしまうのが、具体的すぎて、ちょっと怖いような気がして。他に出てきた時に対応できない可能性もある。市長が必要と認めたものか建築物や工作物ぐらいに、しといた方が良いと思います。

【北條委員】

強く意見したいところなのですが、冒頭の各種建築賞や景観賞を受賞するなどというのは、これは消したほうが良いと思います。

地域のシンボルやランドマークとしての役割を果すものですね。これはこの通りだと思います。

しかし、地域のシンボルやランドマークとしての役割を果すものの例えとして、各種建築賞や景観賞を受賞するなどというのは、今後長く地域を作っていく決まりとしては不適切だと考えます。

理由としては、市民の方々からすると建築賞を受賞しているとか、景観賞を受賞しているって言うのは、重要視される話ではない。

実態として、市民の方々に地域のシンボルとして愛着を持たれているかということの方が非常に重要だと思います。

ですから、この「地域のシンボルやランドマークとして～」のところは残して、「各種建築賞・景観賞を受賞するなど～」というところを、削除したほうが良いと考えます。

【下村会長】

北條委員の意見のとおり削除して、事務局側で不都合ありますか。

【事務局】

北條委員のご意見があったとおり、「各種建築賞・景観賞を受賞するなど～」は削除させていただきます。問題ないと考えます。

今後の運用としては、先ほど下村会長からもお話がございましたように、例外的なものを適用除外すると言う場合は景観審議会もしくは、景観アドバイザーのご意見をいただいた上で、市長が決定をするような運用を考えております。しかしながら、「各種建築賞・景観賞を受賞するなど市長が認めた場合は、この限りではない」と言う一番短い注釈にしてしまったときに、どのような基準をもって適用除外を認めていくのかという部分が曖昧になってしまい、ある意味何でもありになってしまわないかなと懸念する部分でございます。

ですから、事務局の案としては、先ほどありましたように、例示として景観資源などを挙げて「景観資源など地域のシンボルやランドマークシンボルとしても役割を果たすなど、良好な景観の形成に資するものとして市長が認めるものは、この限りではない」では、いかがでしょうか。

【若本委員】

各種建築賞や景観賞の下りを削除することに異論はありません。

この注釈の趣旨を再度確認したいのですが、現状維持をする行為でも、一般の建物だったら基準値から外れているものに関して、改修の時に合わせてください。ただし、シンボルやランドマークとして成立している建物物などに関しては、その基準値を超えたところも含めて、シンボルとして成立しているので、その現状維持を認めますということですよ。

例えば、市役所で車庫等を作らなきゃいけない、その場合には、車庫は当然基準を守らなければなりませんよね。

車庫も市役所の一部なので、一つの建物としてシンボルとして認められているから、基準からは外れます。というのはおかしいと思います。

順番です。どうしても元のものが基準不適合でデザインの関係等で合わせようとする、

基準不適格な色だとか形にした方が良く思っているが、それで良いですかというのを審議会に諮り、審議会がいいじゃないですかって市長に上げて市長が認めたらそれで良いというのは手順として、私は良いと考えます。ただ、先に市長が認めているから、あとは自由にできますよっていう手順は良くないという意見です。

【阿部委員】

順番は、大事だと思います。なんでもありというのはいけないと思います。

【下村会長】

では、委員会としての意見をまとめると、シンボルやランドマークとしての役割を果たしている既存建築物でも何しても良いよということを先に決めない。今後の新たな行為に関しては、審議会や市長の意見を聞く。きちんと基準に則ってやっていく。審議会や景観アドバイザーに諮って、基準に不適格な部分はあるが地域にとってはシンボル等として判断されれば良いとする手順でよろしいでしょうか。

【事務局】

ご指摘いただきましたとおり、冒頭の建築賞等の受賞については削除しまして、「地域のシンボルやランドマークとしての役割を果たすもので良好な景観の形成に資する、建築物や工作物については、市長が認めた場合は、この限りではない」と記載して、ガイドラインの方でももう少し掘り下げて書くことは可能かと思えます。

【下村会長】

では、そのように対応願います。中身とか、これからの運用が大事です。

では、案件2「景観計画に適合しない既存建築物等への対応について」本委員会として了承したということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、引き続いて、案件3「景観ガイドライン（素案）について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局の佐原です。それでは、案件3「和泉市景観ガイドラインについて」ご説明します。本日の委員会では、ガイドラインの構成を中心に説明させていただきます。

なお、第4章及び第5章の大規模行為と屋外広告物の景観形成基準等や届出書類等につきましては、内容が専門的であることから、別途専門家ヒアリングを7月に開催し、ご意

見・ご審議賜りたいと考えております。

では、まずガイドラインの目的と位置づけからご説明します。「和泉市景観ガイドライン(素案)」2ページ「1-1本ガイドラインの目的と位置づけ」をお願いします。

下表に示しますように、ガイドラインでは、主に景観計画の「4 景観形成の方策」のうち、「4-2 大規模行為の景観形成」と「4-3 屋外広告物の景観形成」について、実際の手続きの流れ、事前協議や届出の対象となる行為、基準・指針等を詳細に解説しています。

したがって、事前協議・届出が必要な行為の手引きとすることを目的としています。事前協議・届出を要しない行為についても、景観形成の手引きとして活用していくことを期待して作成しています。

次に3ページ「1-2本ガイドラインの構成」をお願いします。

「第1章はじめに」では、先ほどご説明しました、ガイドラインの目的と位置づけを示しています。

第2章では「景観形成に向けた基本的な考え方」を示しています。

第3章では「事前協議・届出制度」として、手続きの流れ等を示しています。

第4章では「景観形成基準・景観誘導指針の解説」を示しています。

第5章では「提出書類・添付図書」として、提出書類の様式と記入方法等を示しています。それでは、各章ごとの内容を簡単にご説明します。

4ページから5ページをお願いします。ここでは、コラム形式で「和泉市景観条例のあらまし」を説明しております。4ページ中ほどにありますように、和泉市景観条例は景観法に基づいて定めるものと、和泉市独自で定めるものの2本柱となっております。

景観法に基づく主なものは、「景観計画」「大規模行為の届出」「景観重要建造物」「景観重要樹木」などです。

和泉市で独自に定める主なものは「大規模行為の事前協議」「屋外広告物の表示等の事前協議」「表彰、活動の支援」「和泉市景観審議会」となります。

次に8ページをお願いします。「2章 景観形成に向けた基本的な考え方」として、8ページから9ページにかけて、良好な景観を形成するために自然・歴史・文化・暮らしを調和させていくことの大切さや、景観形成に向けた活動等の断続的な取組みの大切さ、一人一人

が景観を形成する主体であるということの説明を写真など織り交ぜながら説明しています。

次に 10 ページ「2-2 和泉市の景観形成の方向性」をお願いします。本市の景観の特徴を写真とともに説明し、「都市と自然の心地よさの中に、活力と賑わいを感じられる景観の形成」という景観形成の目標を掲げ、目標達成のための方針を示しています。

11 ページでは、本市が目指す景観構造の概要を図で説明しています。

12 ページから 16 ページをお願いします。コラム形式で景観配慮のための基礎知識を掲載しています。12 ページから 14 ページでは、マンセル値や明度・彩度、景観に配慮した色の使い方などを掲載しています。15 ページから 16 ページでは、近景・中景・遠景という距離に応じた見え方の違いや、眺望の基礎知識を記載しています。

つづいてご説明します第 3 章からは本ガイドラインの要の部分の解説となります。

18 ページ「第 3 章 事前協議・届出制度」をお願いします。ここでは、事前協議・届出制度の概要として、対象区域、対象となる行為一覧、規模を示しています。

20 ページ「3-2 手続きの流れ」をお願いします。行為にあたっての手続きの流れをフローチャート形式で示しています。

21 ページから 27 ページでは「3-3 対象行為の解説」を示しています。どのような行為を行う場合に、事前協議や届出（通知）が必要になるか、建築物の建築等・工作物の建設等・開発行為・屋外における物件の堆積の 4 つの行為ごとに解説しています。

28 ページから 29 ページをお願いします。「屋外広告物の表示等」について、定義や協議対象となる規模を解説しています。

30 ページをお願いします。景観に配慮した建築等を行うためには、どのように計画・設計を行っていくのかの流れを示しています。

32 ページをお願いします。「4 章 景観形成基準・景観誘導指針の解説」を示しています。

32 ページから 53 ページで「4-1 大規模行為の景観形成基準の解説」として、それぞれの行為ごとに基準設定の考え方や基準への適合のために必要な措置の方法について詳細に示しています。

54 ページから 63 ページで「4-2 屋外広告物の表示等の景観誘導指針の解説」として、

屋外広告物について、指針設定の考え方や指針への適合のために必要な措置の方法について、具体例を挙げながら示しています。

次に 66 ページをお願いします。「5 章 提出書類・添付図書」では、提出書類について解説しています。

66 ページから 68 ページでは、「5-1 提出書類」として、事前協議や届出等にあたって必要となる書類の一覧を整理し記載しています。

69 ページから 79 ページでは、「5-2 提出書類の様式・記入方法」として、提出書類の様式と記入例を示しています。

80 ページから 87 ページでは、「5-3 添付図書の内容と作成方法」として、提出書類のうち、添付図書一覧やチェックシート並びに作成方法を示しています。

以上、景観ガイドラインは全 5 章で構成されています。

本日の委員会では、ガイドラインの構成等を中心にご意見・ご審議をお願いしたいと思います。以上で、説明を終わります。

【下村会長】

ありがとうございます。ガイドラインは、景観計画の取組を具体的に現場で展開していくためのマニュアルですね。

これは、市民の方々にご理解いただくための資料にもなるかと思います。この市民というのは、事業者さんも含めた市民という意味でございます。

また、市役所のなかの他部署にも配っていただき、公共建造物など色んな建造物などに対してもご配慮いただく必要があると思います。

景観の専門用語をよく理解してもらいながら、本市の景観の特徴もご紹介して、且つどんな配慮が必要かということを広い意味で市民全体にご理解いただかないといけないですね。

本日は、全般的なご意見、こういう大きな項目が抜けているのではないかと、構成を中心にご覧いただけたらと思います。

まず私から 1 つ、タイトルは景観ガイドラインですか。景観形成基本計画じゃなくて、ガイドラインという名称でよかったですか。

【事務局】

手引きのような位置づけなので、ガイドラインで問題ないかと考えます。

【若本委員】

このガイドラインなのですが、市役所の方が、実際に窓口業務で使うときに使いやすさとか、ぜひ確認してください。自分たちが説明しやすい資料かどうか。

また、地元の建築士会の方などの協力を得て、読みやすさも見てもらったら良いと思います。実務をされる方が分かりやすいと言ってもらえるものにしたほうが良いと思います。

また、ガイドラインの中で景観計画を読んでもらうという文言はありますか。景観計画をしっかり読んでほしい旨をガイドラインで伝えられると良いと思います。

【事務局】

ガイドラインの2ページに、景観計画とガイドラインの関係性を示しています。

大前提として景観計画を読んでもらった上でガイドラインを読んでもらいたいです。

【若本委員】

フローチャートとかあるじゃないですか、手続きはどうするか、業務として絶対見なきゃいけないところに景観計画の読み込みとかの文言を入れたら良いと思います。

それ以外は、読み飛ばされる可能性がある。

実際に案件が出て、業者へ助言・指導を行う時に基準のところだけで適合しているかどうかってことは、あんまり話をしても前に進まないことが多い。

他市の景観アドバイザーの経験から、「景観計画のここにこう書いてあるでしょう」と指摘することで、的確な助言・指導を行うことができます。景観計画とガイドラインの連動をうまくとってほしいと思います。

【事務局】

景観計画は熟読いただきたいというのが大前提にありますので、例えば、ガイドラインの34ページからゾーンやエリアのそれぞれの最低限の方針をガイドラインの方にはお示ししています。

ガイドラインだけでなく、景観計画の方もしっかりと理解していただくことを、今後の運用で進めたいと思います。

【下村会長】

ありがとうございます。若本委員からありましたように、基準だけ守れば良いわけではなく、地域別に特徴のある景観を守るために、目指す方針があって、その方針を達成するための基準ですと、大きな地域性や地域の個性のコンセプトがきちんと設計者や発注者の方々にしっかりとご理解いただけるガイドラインとしたいですね。

ちなみに、ガイドラインには、景観重要樹木の話とか景観重要建造物の話だとか、市民の行政団体の話だとか、景観協定の話も書いてないですね。

団体を結成した場合に、この窓口にお問い合わせくださいという告知などもここには出てきてないですね。

【事務局】

このガイドライン自体ですね。2 ページに記載しておりますように、大規模行為や屋外広告物の景観形成の基準や指針を解説する手引きという位置づけになっています。

そのため、先生がご指摘下さることにつきましては、ホームページですとか、また、別途デザインマニュアル的なものを作成予定にしていますので、そういったところに掲載していけたらと思います。

ちなみに、景観計画のなかにデザインマニュアルは今後作っていきますというような文言は記載しております。

【下村会長】

景観行政団体であるとか、地域で景観協定を作って運用していくことを推進するとかいった内容が景観計画には記載が無いので、マニュアルにいきなり書き込んだとしても計画に入っていない項目であれば、認知されにくいなと思うのですが。

【事務局】

景観協定については、確かに記載はしていませんが、その計画の 57 ページの「進行管理の計画の見直し」の中で、景観協定の団体が増えるということの評価指標の一つとしています。

【下村会長】

なるほど。今後対応できるような芽がでていたら良いと思います。ゆくゆく見直しの時とか、意見が出てきたときに対応するとかマニュアル作成時にされることを推進させていた

だきます。

また、業務が実際に始まっていくにあたり、ガイドラインの抜粋版を作って、窓口で事業者だけではなく、市民の方に見てもらいたいと思います。

【事務局】

建築・開発指導室など関係部署に協力をしてもらいながらガイドラインの使い勝手を判断していくような機会を設けたいと思います。

また、7月の専門家ヒアリングに向けて、もう少し体裁等を整えたり、中身を充実させたりも考えていますので、気になるところがありましたら、随時事務局の方にご意見いただければと思います。

【下村会長】

第5章は、届けの書類を記入例とともに提示していますね。

申請される事業者さんから出てくる書面で、周辺景観に配慮することと書いてあるのに、回答書が、周辺景観に配慮しましたとだけ書いてくるものがある。

今までの他市での経験上そういったコメントが結構あります。どういう点に配慮したのかの記載がないものが、半分ぐらいですよ。

【事務局】

ガイドラインの83ページにシートの記入方法を掲載しておりまして、一応事細かく記載してもらえそうな書類になっています。

【下村会長】

ちゃんと対策されていますね。良いと思います。

では、他に何かご意見がありますでしょうか。専門家の皆様には、7月に細かい部分のヒアリングを開催しますので、さらにガイドラインをバージョンアップしたものにして、10月の景観審議会でも再度委員の皆様にはチェックいただくこととなります。

【下村会長】

意見が他にないようですね。

では、ガイドラインについての議案は以上となります。次に今後のスケジュールを事務局よりお願いします。

【事務局】

今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

本日の委員会以降、7月中頃にガイドラインに示す景観形成基準等の詳細について議論いただくための専門家ヒアリングを開催します。

8月1日には、和泉市が景観行政団体へと移行し、和泉市景観条例の一部を施行しますが、和泉市景観計画策定までの間は、和泉市が大阪府景観計画を引き継いで運用することとなるため、大阪府景観計画に基づく届出の受理や勧告、指導、命令等に関する事務を本市が担うこととなります。

なお、和泉市景観計画に関しましては、8月初旬に開催予定の和泉市都市計画審議会にて諮問を行い、審議会の意見を聞いた上で9月頃を目途に策定となります。

その後、周知期間を経た令和6年1月1日から和泉市景観計画の運用を開始します。

また、本委員会につきましては、8月1日の和泉市景観条例の一部施行をもちまして、和泉市景観計画策定委員会から和泉市景観審議会へと名称変更となり、これまでの事務に加え、条例に基づく審議を担任いただく形となります。

第1回景観審議会は、10月頃に景観ガイドラインの審議を主な議題として開催を予定しています。ガイドラインにつきましては、今回頂きましたご意見及び7月に実施予定の専門家ヒアリングの結果をもとに修正を行った素案を、次回の委員会にてお示しいたします。

次回開催までしばらく期間がありますが、本市景観施策に関する内容については、適宜、情報発信・情報提供を行ってまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

【下村会長】

はい。ありがとうございます。では、今後のスケジュールに対して何かご質問があれば、ここで聞きたいと思いますが委員の皆様よろしいでしょうか。

【下村会長】

はい。特にご質問がないようでございますので、本日の頂いた案件は以上で終了致します。委員の皆様、たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございます。それでは進行につきましては、事務局にお返ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、これにて令和 5 年度第 3 回和泉市景観計画策定委員会を終了します。ありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市景観計画策定委員会 会長 下村 泰彦